

令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市民が自転車を利用する際のヘルメット着用の普及促進を図り、もって自転車利用中の交通事故の被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車乗車用ヘルメット 次のいずれかの安全基準を満たす自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造されたヘルメットのうち、令和8年4月1日以降に購入し、かつ、購入費用が税込2,000円以上のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 申請者 自転車乗車用ヘルメットの購入日及び令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)の提出日において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者その他市長が必要があると認める者であって、補助金の交付を受けようとする者をいう。

(3) 利用者 自転車乗車用ヘルメットの購入日及び申請書の提出日において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者その他市長が必要があると認める者であって、自転車乗車用ヘルメットを利用する者をいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、自転車乗車用ヘルメット1個につき2,000円とする。

2 補助金の交付は、利用者1人につき1回を限度とする。

(交付の申請等)

第4条 申請者(利用者が未成年の場合にあつては、18歳以上の者)は、申請書に次の各号に掲げる書類の写しを添えて申請しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類にあつては、提示により市長が当該書類の内容を確認することができるときは、その添付を要しない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した書類(原則として有効期限内のものとする。)
- (2) 利用者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した書類(原則として有効期限内のものとする。)
- (3) 申請者の振込先金融機関名、支店名(支店番号)、口座番号、口座名義が確認できる書類

(4) 領収書その他の自転車乗車用ヘルメットの購入日及び購入金額が確認できる書類

(5) 自転車乗車用ヘルメットの安全基準の認証が確認できる書類

(申請受付期間)

第5条 前条の規定による申請の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書（第3号様式）によりするものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還命令書（第4号様式）により交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

船橋市長 あて

令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※ヘルメット利用者が未成年(申請時に18歳未満)の場合は、18歳以上の方が申請してください。

申請者(振込先口座名義人)	住所	〒	—	申請日	令和	年	月	日	
		船橋市							
	フリガナ								押印
	氏名								印
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦				年	月	日	
	電話番号								*日中ご連絡が取れる電話番号
メールアドレス									
*申請内容に不備等があった場合にご連絡します。									

どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>		申請者とヘルメット利用者は <input type="checkbox"/> 同じ者である <small>※上記の場合、ヘルメット利用者欄記入不要</small>	<input type="checkbox"/> 申請者と利用者は 同住所である <small>※上記の場合、利用者住所欄記入不要</small>
ヘルメット利用者	住所	〒	—
		船橋市	
	フリガナ		
	氏名		
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦		年 月 日

振込先口座(申請者名義)	<input type="checkbox"/>	金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰め	フリガナ 口座名義
		銀行 金庫 組合 農協	支店 店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
		金融機関 コード	支店番号			
	<input type="checkbox"/>	ゆうちょ銀行			分類	口座番号 ※右詰め
	金融機関 コード	9 9 0 0	店番号	通常		

購入内容	購入日	※購入日 令和8年4月1日以降が補助対象 令和 年 月 日	安全基準	下記のどれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE(EN1078) <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC1203
	購入金額	※購入金額 税込 2,000 円以上が補助対象 税込 円		
	購入方法	<input type="checkbox"/> 店頭 <input type="checkbox"/> インターネット(通販等含) <input type="checkbox"/> その他()		

※裏面にも記入事項があります。

◆ 下記の内容をお読みいただき、**チェック欄に☑**をお願いします。

下記の事項に誓約・同意します。
また、これに反した場合は、補助金交付決定が取り消され補助金を返還することを誓約します。

① 『令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱』に定める要件を満たしています。
② 申請内容に虚偽はありません。
③ 令和6年度および令和7年度を含め、過去に同一利用者で本補助金の申請をしておりません。
④ 補助を受けたヘルメットの譲渡はしません。
⑤ 審査のために住民基本台帳等の確認を行うことや資料提供を他機関等に求めることに同意します。
⑥ 船橋市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではありません。

下記5つの添付書類(写し可)を添付しました。

① **申請者の本人確認書類**(有効期限内)
※住所の変更・氏の変更等がわかるようにコピー
(例)マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)
② **利用者の本人確認書類**(有効期限内)
※申請者と利用者が同一である場合、②は省略可
※住所の変更・氏の変更等がわかるようにコピー
(例)マイナンバーカード(表面)、船橋市子ども医療費助成受給券(表面)
③ **振込先確認書類**(申請者名義の口座に限る)
申請者の(1)振込先金融機関名、(2)支店名・支店番号、(3)口座番号、(4)口座名義人名(フリガナ)が確認できるもの
(例)通帳(見開きページ)、キャッシュカード
④ **購入日、購入金額**がわかるもの
(例)領収書、レシート、通販サイトの購入詳細画面
⑤ **ヘルメットの安全基準の認証**が確認できるもの
(例)保証書、ヘルメットの安全基準マークの写真
※**通販サイトの商品詳細や購入明細は添付書類⑤に利用不可**

◆ 下記の内容をお読みいただき、ご理解いただけましたら、**チェック欄に☑**をお願いします。

私は、「ちばサイクルール」を守ります。

～ ちばサイクルール ～

自転車に乗る前のルール	自転車に乗るときのルール
<p>自転車保険に入ろう 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。</p> <p>点検整備をしよう タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。</p> <p>反射器材を付けよう 車体の前後だけでなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見されやすくしましょう。</p> <p>ヘルメットをかぶろう 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。【道路交通法で着用が努力義務となりました。(令和5年4月1日)】</p> <p>飲酒運転はやめよう お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。</p>	<p>車道の左側を走ろう 自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて車道の左端に寄って通行しましょう。</p> <p>歩いている人を優先しよう 歩道は歩いている人が優先です。例外的に歩道を通行するときは、車道寄りをすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。</p> <p>ながら運転はやめよう 傘さし、スマホ、携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。また、二人乗りもやめましょう。</p> <p>交差点では安全確認しよう 交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を十分確認して通行しましょう。</p> <p>夕方からライトをつけよう 夕暮れ時は事故が起きやすくなることから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。</p>

表面の申請内容に記載漏れ、チェック漏れ等がないか、必ずご確認ください。

第2号様式

令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付可否決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、下記の通り決定したので、通知します。

記

- 1 補助金を交付します。
- 2 補助金を交付しません。
(理由)

第3号様式

令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付 号の船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付決定
について、下記の理由により取消したので、通知します。

記

取消しの理由

第4号様式

令和8年度船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付 号の船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付決定について、下記の通り補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	